

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、慢性的な人手不足、過度な長時間労働、取引先からのクレーム対応及び納期対応により強い精神的疲労、肉体的疲労を感じ平成〇年〇月〇日極度の抑うつ状態となり、その後〇病院を受診したところ、「双極性感情障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由であるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

本件疾病は、長時間勤務や業務による心身への過度の負担が原因で発症したもので業務に起因するものである。よって不支給決定処分の取り消しを求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F31 双極性感情障害」を少なくとも平成〇年頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

業務による出来事は認められない。請求人が主張する長時間労働や取引先のクレーム対応等に苦慮した出来事は発病後の出来事であり、これを評価の対象とすることはできない。また、発病前における出来事は認められず、業務による心理的負荷の強度の総合評価について、評価すべきものはない。

(3) 結論

請求人は、本件が業務上の疾病であることを主張しているが、上記のとおり発病した精神障害に関与したと考えられる業務による出来事はなく、判断指針に示された客観的に当該精神障害を発病させるおそれのあるような業務による強い心理的負荷は認められないため、請求人の本件疾病は業務との因果関係が認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F31 双極性感情障害」を平成〇

年頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発病前おおむね6か月間に関与したと考えられる出来事は確認できるものは認められない。

また、請求人側が主張する長時間労働や取引先のクレーム対応等に苦慮した出来事は発病後の出来事で、これを評価の対象とすることはできないといえる。

したがって、業務による心理的負荷の強度を修正する視点、出来事後の状況が持続する程度を検討する視点のいずれも評価するものは認められず、業務による心理的負荷の強度の総合評価についても、評価をすべきものはない。

(3) 結論

以上のことから、請求人の本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは困難であると判断する。

よって監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。